

江戸時代の家計簿から

中 川 孝 史

I 序

家計を帳簿に科学的に記帳するようになったのは、きわめて近年のことである。明治中期頃から女子教育の進歩にともなって女子専門学校や女子大学が創立され、家政学・家庭経済学・家庭管理・家内経済、或は家庭簿記等と呼称はいろいろあるが、家計の合理的処理が研究されるようになり、その根幹となるよりどころ、即ち日々の家計を記帳する方法が案出された。私は、たまたま前に大阪学芸大学に出講中河内国駒ヶ谷村真銅甚兵衛家の膨大な古記録を調べる機会を得たので、江戸時代の帳簿のうち家計に関する記帳がどのようにあったかをしらべ、併せて二次的にその時代の庶民の生活の一端をうかがい知ることを得たので、ここにその一部分をのべたいと思う。

II 江戸時代の帳簿

広義の意味から家計簿^{註1}とみるべき最初のものは江戸時代の初期から次第に発達した。即ち両度の大坂の陣によって覇を掌握した家康(1542—1603)が慶長8年に江戸幕府を開いて以来260余年にわたる江戸時代は、鎖国体制がしかれ封建的支配は時とともに矛盾を深め、やがて町人の商業資本が経済上の実権を握って進出した。従って当時の文化を支えたのは各層の町人を中心とする一般庶民であった。江戸時代の文化はその前期を上方において開花し、享保頃(1716—1735)を境にしてその中心は江戸に移った。農民は封建支配の基盤をなすものとして、その貢税を確保するため田畑永代売買禁令、分地制限令等さまざまな公儀御法度・御条目・触書を発して「百姓共は死なぬように生きぬように」の政策がとられ、衣食住にわたって、きびしい規制をうけていたが、江戸時代後半には、漸進的な生産力の上昇・商品的作物の生産・新しい産業の発展等を

背景に、大規模な一揆を続発させるにいたった。このような士・農・工・商の階級にあって、最も帳簿の必要にせまられたのは商業上の取引勘定を確実に記録する商人にあったことはいふをまたない。当時商業帳簿の難波(なにわ)で行われたものは大福帳・大帳と称し、専ら商家に於て売掛けを記録する目的を以て利用された。その物品の個数・値段等は売帳からこれに転記して、その代金収入は金銀出入帳からこれに転載差引勘定をなすもので、相互の貸借の事実はこの帳簿を以て一目瞭然たらしめるもので、普通商家にあっては最も緊要の帳簿であった。之等が最も商業的に大阪商人の間に行われたのは正徳年間(1711—1715)で、大阪の商業は年を追うて繁栄をきわめ、諸問屋^{註2}に従事する商人は5655人、仲買人8765人、諸商業を営むもの2343人、諸職工9983人、城代附用達481人、諸藩用達483人という数的にみても、商業華やかであったことが推察できる。今日行われている商業簿記(複式簿記)は財産計算と損益計算を共に行う仕組になっている。即ち仕訳帳と元帳は主要簿であって、結局元帳は最も重要な帳簿で、仕訳帳は元帳へ転記する前の準備帳簿であるにすぎない。江戸時代の大福帳は現在の仕訳帳と元帳とに相当する重要なものであった。又現在の補助簿である現金出納帳・商品有高帳・売掛金元帳・買掛金元帳・商品仕入帳・商品売上帳等は江戸時代の買帳・売帳・注文帳・金銀出入帳・金銀受取帳・荷物渡帳・掛金帳等に匹敵するが、現在の帳簿が科学的であるに対し、江戸時代のものは非科学的であることをまぬがれなかった。

当時商取引は非科学的な方法によったとしても、現在よりもよほど商業道徳が重んぜられていた事とその欠陥を補ってあまりある。万治年間(1658—1660)大阪の一商人の銀子借用状に「万一此銀子返済いたし不申事に候はば人中に於て御笑被成候共其節一言も申分無之候」としたためたものがある。如何に廉恥を重んじたかをうかがうにたる。然し大阪商人が悉く文言のように金銭貸借に対して廉恥を重んじたかどうかは疑問である。この種の文書の現存しているものは極めて稀で、この時代から百余年を経た天明(1781—1788)前後に至ると、金銭貸借に借用証書と表示せず「預り申銀子之事」と書かれたものが最も多く、

外に「借用申銀子之事」「差入申一札之事」等、預りの形式をとった証書が慣用されていた。例えば元文四年（1739）の借金証文に

預り申銀子之夏

一、銀五拾四目五分也

右之銀子は当未御年貢差詰り申ニ付慥ニ請取我々領り申所実正也来申之五月切ニ此手形ヲ以急度返済可申候為後日預り連判手形仍而如件

元文四年未十二月

中深井村預り主

長 右 衛 門㊤

又享和二年（1802）のものに

一 札 之 事

一、私儀不如意に付其元様ニ借用申候銀六百目返済成甲斐田村長泉寺様御世話ニ而右銀子申請もらひ切申候此上如何様之難儀仕候とも其元へ少茂御無心不申御世話に成申間敷候忝錢ニ而も無心申候ハ、請人共罷出急度埒明其元へ難儀かけ申間敷候為後日仍而如件

享和貳年戌六月廿八日

茄子作村本人

与 平 治㊤

請 人 同 村

政 七㊤

同甲斐田村

長 泉 寺㊤

又文政二年（1819）のものに

差入申一札之夏

一、此度我等銀子要用ニ付木屋兵藏方ニ而銀子五百目借用仕候処証文之儀者其許殿御願申蓮印を以借用仕候処相違無御座候尤右銀子返済之儀者其許ニ不相抱我等方より元利共相添無滞急度返済可仕候猶又右返済之節ニ至り彼是御座候共其元へ少茂御難義相懸け申間敷候為後日差入申一札仍而如件

文政貳卯年十二月

門真二番村

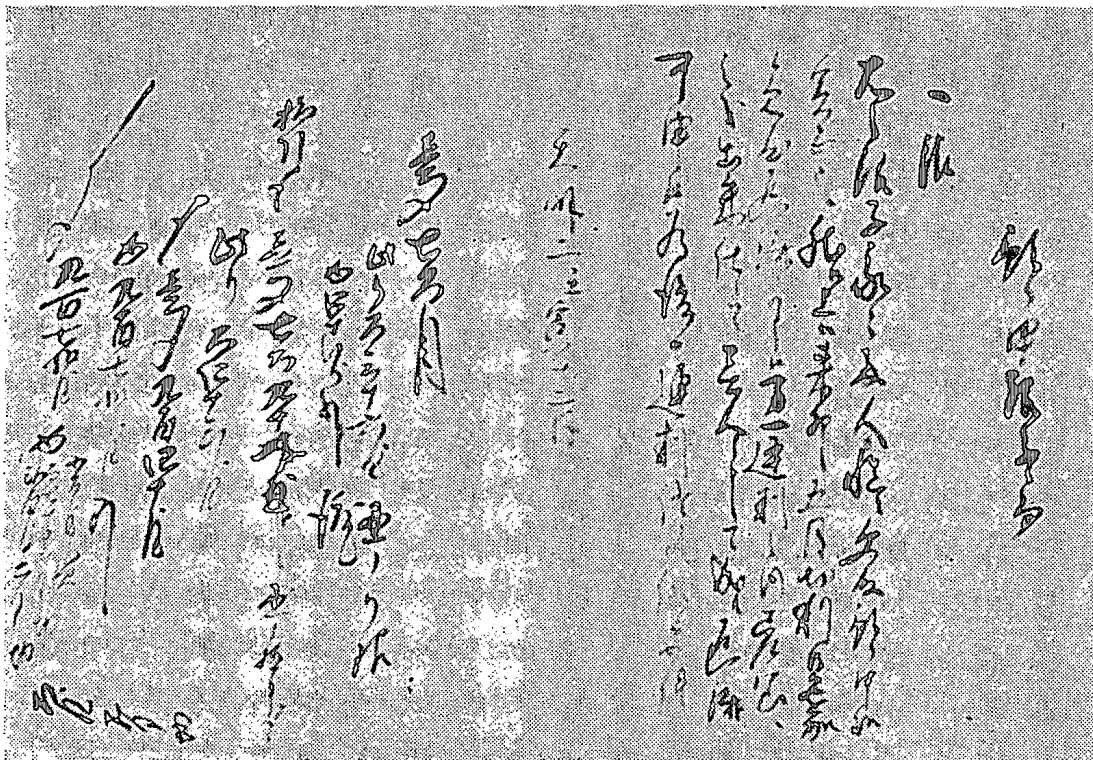
甚

助⑩

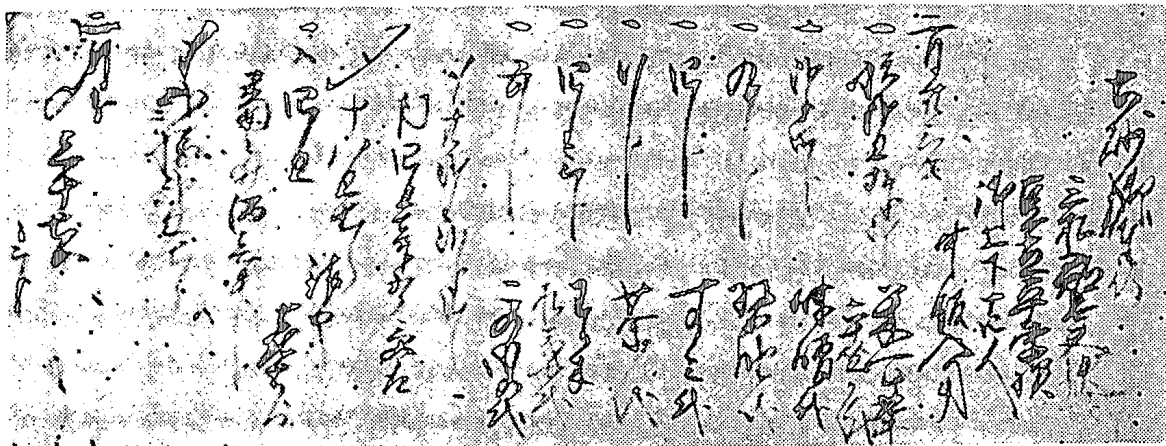
同村

太良兵衛殿

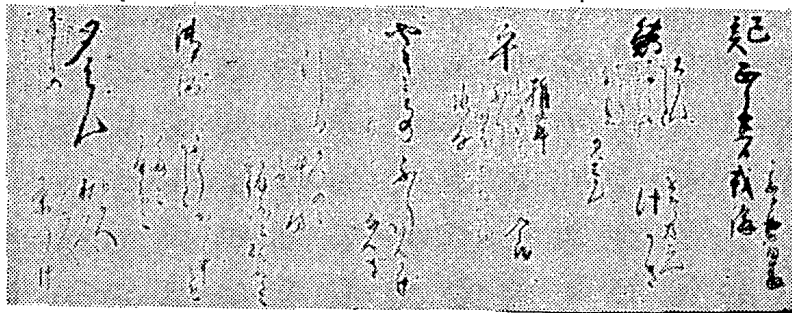
以上のようなものの外天明二年（1782）のもの（写真一）には末尾の文言連判証文仍而如件年号天明二壬寅十二月となっているが、続いて請取人名も宛名



（写真一）



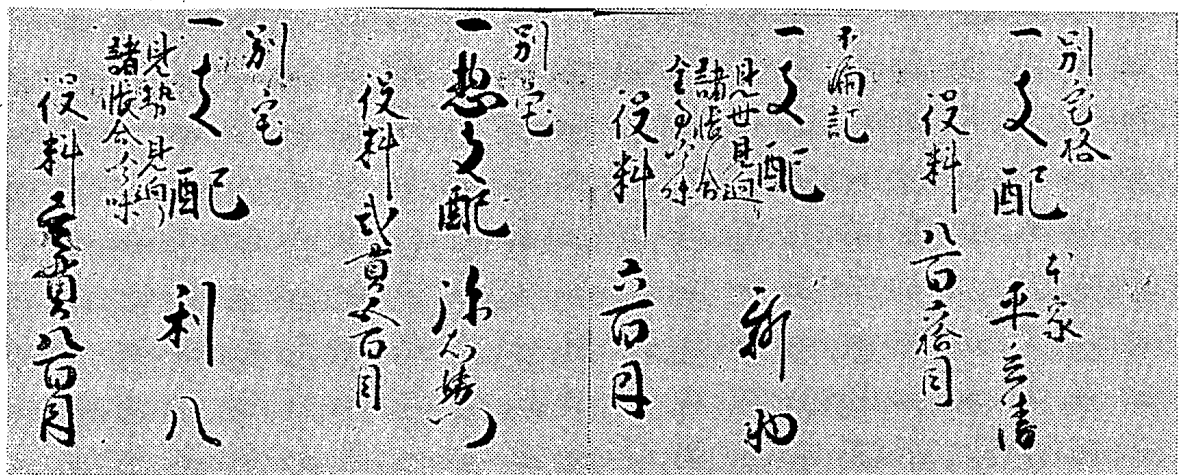
（写真二）



(写真三)



(写真三)



(写真四)

人もなく、おそらく空白にして才二枚目或はそれ以上の用紙に請取人の署名捺印宛名があるものと考えられる。才一枚目の年月日に続いて現今でいう月賦返済の金額をその都度記入してあることがみえる。この証文は極めて珍しいものの一つで、即ち全文言（○の部分は文字不明瞭で読み下せない）は次の如くである。

預り申銀子之支

一、銀

右之銀子永々兩人慥ニ受取り申候実正也然ル上ハ来卯五月御利足を加急度返済可申候万一連判之内差聞之義出来仕候ハ、𪛗人として茂返済可申候為後日連判証文仍如件

天明二壬寅十二月

𪛗貫七百目

此うち三十六匁丑年限渡し

此以外

指引メ𪛗貫七百九十八匁丑ノ極月メ

此ノうち四十三匁

内九百七拾匁渡し

メ九百七拾匁内五百匁貸

百七十匁三月切

〇匁七月切百匁九月切

以上の如く実際には金銭貸借にかかわらず、証書面には物品貸借であるかのような形がとられている。これは江戸時代の訴訟では金銀訴訟は、しばしば訴訟上取りあげなしとする等、他の訴訟事件に比べて軽視された為に、預けた物品が、もどって来ないという形式をとつて訴訟上の有利を保とうとしたことが預け物形式に発展したものと考えられる。

当時の商業帳簿の仕組をみると、専ら売掛けを追求するにあることが明らかで、自家商業が他に対しての債権関係のみを重視していることは商業取引上当然のことである。

現今の商業帳簿については、商法はその保存期間を十年と規定している。江戸時代の諸帳簿については保存期間の規定の如きは勿論なかったが、その帳簿の種類、商業によって或は各家の家風により長短様々であるが、商業上の後証となるべき帳簿は大体商慣習として十年前後保存されたことは現在の商法の規

定と一致している。或は十年以上保存するものもあったが、江戸時代には貸金に対する証拠は期限後十年以内の後証となる緊要の帳簿を故なく廃棄しなかった。ただに帳簿のみでなく、往復の文書も世々保存して、百年或は二百年以上に及ぶものがあって、これ等商業帳簿のうち、現在の家計簿に類する当座帳・大福帳・年中行事控・献立控帳等が大阪市近郊の旧家に散見する。

当時の商業帳簿はその種類によって他人に対して証拠となる効力があった。金銭受取帳・荷物渡し帳・質台帳の如きその印章を押したものは、その証左となるのは勿論、自記のもので他人に証拠となるものは当座帳・市売帳・糶帳^{註3}・売上帳等で、空行余白なく追いこんで売或は買を一切つけこまれたものが、最も証拠力があるとされていた。当時の大福帳は商業諸帳簿中総てをまとめた緊要のものであるが、畢竟自家で緊要なもので他人に対しては全然証拠力がなかった。江戸時代の帳簿が商業上後日の証拠となるためには、商慣習上、長綴裁切りにしたものを用い之を特に長帳と称した。即ち紙片を絶対増減することが出来ないように綴り、しかも書かれていることは総て公正真実と推測出来るよう装釘されていた。大福帳の如きは自家にとっては商業計算上大事な帳簿であっても、他人に対しては後日証拠力を持たないので、その形状は他の商業上の帳簿とは違った造り方をして、江戸時代末期まで永く慣習として残った。即ち用紙を四ツ折として二十枚許りを一綴とし、之を数十綴合す慣習が行われ、袋綴と呼称されたので、之に対し大福帳は袋帳と通称された。即ち帳簿の制は各自の便利に従って作られ格別に一定の約束のようなものはなかったが、商事に関する係争に際し奉行所でその証拠と認められる為には長綴帳でなくては採用されないという慣習から、商家に於ては帳簿は長帳を慣用すること二百有余年にわたったのであった。

Ⅲ 武士階級と帳簿

江戸時代の家計の收支^{註4}は、商家・農家・工家にあっては奥（生活費）と店（営業費）との收支関係が入りみだれて、家計と経営会計とが判然としない。一方武士階級にあっては、太宰春台が云う如く、士は君公に仕えて一定の祿を

食んでいるから、収支を記録する必要もなかったであろうし、江戸時代の武士気質として、金銭の収入・支出を追求するようなことは武士の恥ずべきことという思想からして、一般武士階級が家計の出納を記帳した家計簿的なものの今日まで残っているものはない。勿論大小名にあってはそれぞれ財務を司る役向において、特別な記帳が行われた。一般武士階級の家計は三代将軍家光（1604—1651）が確立した参勤交代の制度と、封建制度とによって250年の泰平の基礎を固めた。即ち諸大名をして江戸出府往復のために奔命に疲れしめ、これに要する莫大な経費のために、その家財を蕩尽減少せしめてその経済力を殺ぎ、従って幕府に反抗する戦力を養うような潜勢力の消耗をはかった。これがため諸大名は経済的に不如意になり、引いてはその祿を食むおびたしい武士階級は生活のために俸祿の大部分を貨幣に代える必要があった。たゞその収納米額は生産者の如く直接に豊凶によって増減せず年々一定していた。従って米価の変動によって武士階級の受ける影響は大きく、武士は片方の足を米穀経済の上におき、他の足を貨幣経済の上においていたから、米価の変動によって絶えず・不安定にして困窮した生活を余儀なくされた。特に江戸時代中期以後から江戸京・難波(なにわ)等の都市や、その近郊に生活する武士階級は、都市が貨幣経済の中心であり富力を擁した町人の生活の場であったため、一般の生活向上につれて彼等の生活もおのずとそれに同調し、到底従来の俸祿でその生活を維持することが困難となった。この間の消息を物語るものに享保年間の著書「経済録拾遺」に『近來諸侯大小となく国用して貧困すること甚し家臣の俸祿を借る事少きは十分の一、多きは十分の五・六なり』といい、又天保末年の「破れ家のつづくり話」に『武家は大名小名にかぎらず世上一般の不如意より政事までも破れ、殊に陪臣等は三割減或は半減、甚だしきはそれ以上に減知せられ、誠に憐れなるありさまなり』とも云っている。これによって知られる如く、武士階級は不生産階級で甚しい消費階級となるに至った。一方彼等の俸祿は増加せず、むしろ削減され、その反対に貨幣経済の普及、生活の向上によって消費は益々増加し、武士階級は大なる窮乏におちいるに至った。勿論幕士と藩士とに

より、又武士の各階級により、或は特別の事情によりその生活は異なるであろうが、一般的に見て当時の武士が貧乏生活を営んでいたことは事実である。かゝる理由から武士階級の残した大福帳に類するものの現存するのを見ないのである。

IV 江戸時代町人の家計簿

歴史上の推測によると、簿記的記帳の必要を最初に痛感してその技術を案出したのは金融業者であるから、江戸時代には貸借の勘定、即ち現在の簿記でいう人名勘定が最も重視せられた。

金銭収支を記録する勘定は家内経済（家計）や、国家経済のような消費経済でも、製造業や売買業のような営利経済でも必要なことであるから、この勘定の必要が生れるとともに最初に金銭収支を記録するという手段がとられたのに相違ない。勿論現金の勘定のみ行う場合には幾何円収入したか、幾何円支出したか、現在幾何円現金残額があるかという以外はわからない。現在家計簿に記入された支出の内容は、正確に云えば消費の内容と違っているのが普通である。然しこの消費の内容こそが生活そのものの現れで、家計簿に記録されたものは勿論生活そのものでなく、生活の影である。従って江戸時代の家計簿とみられる帳簿は、今日のような科学的方法で書かれた帳簿でないからなお一層その時代の生活の影は、明確なものとはならない訳である。現在でも法律上は会社の形をとっているが、特に中小商店の会計は店費と家計との区別が混淆していて真の家計を知ることが出来ない。いわんや江戸時代の家計簿は一家の収入・支出を無雑作に日附もなく店費か生活費かも不明のまま書き込み、一カ月を以て集計しているものが多い。例えば宝暦八年(1758)の河内国駒ヶ谷村（大阪府南大阪町）の町家の家計簿（写真二）当座帳と表記されているそのうち二月二十三日の部分に

古砂御奉行

三松知太夫様

足立平学様

御上下十四人

中飯入用

二月廿三日

一、拾貳匁九分

米一斗九升

六十苞の代

一、貳匁四分

味噌代

一、九分

○野代

一、四分

すみ代

一、八分

茶代

一、四匁三分

わり木

松葉代

一、五匁

このもの代

ノ廿貳匁貳分

内 四匁一分五厘受取

ノ十八匁七分 銀也

喜 ち ゑ

又四日

菊の井酒 壺本

ノ貳拾貳匁七分

二月分 ノ三十七匁三分

百年後の安政五年（1858）の同家の当座帳の二月十六日の記帳に

一、拾五匁

紀伊国ろう人

一、壺匁二分

ろうそく

六丁

一、拾匁

村庄兵衛

一、貳匁

かし喜兵衛

一、参百参拾匁

中 飯 代 寄合村年寄中

外 惣 助

一、壹 匁 八幡社神官

右は御茶屋御入用銀

一、参 分 牢 人 へ

一、銀 一 匁 道 岡 様

一、銀 一 匁 坂 伝 様

又 一 匁 西 川 様

一、拾 貳 匁 ろ う 人

二 人

以上をみてもどう云う収支関係かわからないが、とにかく出か入りか不明のまま金高と品名或は人名が書き込まれている。安政の当座帳にみえる如く安政の大獄当時で「ろう人」は牢人であろうし、又「浪人」でもであろう。いつの時代にも金持ちがほどこしを要求されたことには変りのないことがうかがわれる。これ等の家計簿からその時代の社会像やささやかな経済活動の状態がわかるがそう云った研究のまとまったものはいずれ他日の発表にゆずる。宝暦八年の同家の当座帳六月十六日の記帳には

一、糶 五 袋^{註5}

代拾匁五分 公 治

疱 瘡 見 舞

同廿八日の記帳に

一、四 匁 五 分 に ら 代

右岡安様子息ほうそう見舞

これによって、その当時疱瘡（天然痘）が流行したものと推定出来る。即ち1732年1773年前後は日本全国稀に見る大飢饉に見舞われ、その前後三・四年の間は余波を受けて飢饉につきものの疫病(疱瘡)の大流行があった。この当座帳にみゆる疱瘡の患家に見舞として、糶五袋を贈ったり、にらを贈ったりしてい

ることは誰も伝染を恐れて患家に入出入しないので、知己親戚縁者が食料を贈ったのである。享保五年（1720）田中丘隅著「民間省要」中の一節に『……取り分け疫病の難にかかる者は哀れなり。初軽き内は親類も見舞といへど、既に病重くして其内に死する者あり、又出入する者にうつりて煩うに及んでは、段々におちおそれて、真言天台の僧を頼み、村々の入口に注連縄を引き、己れが門戸にも注連縄をはり、守札付て用心し、その病家へ出入を断つ。元より常に食乏しき所により、米なければ豆にてする真膳の味噌もなし、或は麦糰をして糠ふすま杯、塩辛く造り置きたる糰粘^{註6}の挽わりし粥、さては粟稗の食の外に病人の願もなし。かかる節、病家独り立にして村人の出入なし。親子は無是非兄弟よりは軒をならべても路を断つ。夫婦かけむかれ子供斗りの家に二三人も死し出れば、その腔^{註7}をだに取納べき人もなく、菩提の寺、さてはその村里に住む小屋の者などしてとやかく言、病中よりいまはの限りには食薬とる者もなくいつしか空敷成て居たるを日過て聞き出し、彼のごとくするも多し。哀れなる品々筆に尽しがたし云々』といている。これによって患家に糰やにらを見舞に贈ったことがわかる。又十二月から一月にわたって数回、例えば

十二月二十三日

一、百四匁

氷 わ り 人 夫

二 人

とある。当時池沼等に氷結があり、川魚を飼育しているので人夫を雇い入れ、池・沼の氷を粉碎させて池沼中の鯉・鮒・どじょう・なまず等を引あげたのである。当時河内地方の気温が現在よりもよほど寒冷であったことが察せられる。更に安永三年（1774）の年中諸事当例帳というのに、一年中のいろいろの行事に際しての料理献立をしるしてある。やはり家計簿の補助的な性格をそなえている。例えば（写真三）

亥

己正月二十一日

戎講 甚兵衛当番

大 こん

鰯	う	ど	
	し	う	が
	き	く	らげ
	せ		り
	赤		貝
	ぶり	み	かん

をろし大こん

汁 か き

平	椎	茸
	山	のいも
	ぶ	り
	か	まぼこ
	水	子

食

一枚七分切

やきもの ぶり あんかけ

ことしは甚肴高きゆへなんぎ

汁 る

かつのこ

中 房

た こ

かまぼこ

せりか硯など

御 酒

ぶ り

う ど

からしすみそ

夕 は ん

下 三 人

村 三 人

六 六 人

に し め

茶 づ け

やきとふ

しいたけ

かんぴよ

この帳簿によると一年を通じて、この戎講というのが毎月行われている。次いで先祖並びに近親等の法要が主たる行事とされていることがみえる。時に役人達の逗留に対する接待の献立書きもあるが、それ等の馳走の根幹はその季節の野のもの山のものに若干の魚介が配されているが、献立書き中「ことしは甚だ肴高きゆへなんぎ」とことわり書きがあるところから察して、江戸時代には海辺から比較的遠隔の土地では魚介の値段は他に比較して相当高価なものであったことが知られる。

武士階級は主君からの俸禄によって生活をたてた一方、現在の俸給生活者に相当する大商人等の使用人は如何ほどの給与が支給されたであろうか。ここに文政五年（1822）の大文字屋下村呉服店の人数帳がある。（写真四）

別宅格

一、支配 本家平兵衛
役料 八百六拾目

不漏記

一、支配 新助
見世見廻り
諸帳合
全事吟味
役料 六百目

別宅

一、惣支配 弥右衛門
役料 貳貫五百目

別宅

一、支配 利八
見勢見廻り
諸帳合吟味
役料 壹貫八百目

これは江戸時代、呉服大店（おおだな）の幹部の人達の格付、役名、大体の転務の内容とその俸給、名前を記している。惣支配（現在の総支配人）、支配（現在の支配人又は営業部長）等で二貫五百目、一貫八百目^{註8}というのは、銀で勘定されるから相当な高給である。

万治年間（1658—1660）から江戸末期までの当座帳・大福帳の書き込み方は何の変化進歩もなく、二百有余年の間金銭の出入によって収入か支出かも不明のまま記帳されている。然し簡単ではあるが金額の書かれてあるかたわら、或はその下に、註書きがある。この短い文言のうちから、当時の社会像や人間関係、庶民生活の一端をうかがうことが出来る。

【註】

1. 家庭経済の収支計算を詳細に記帳する帳簿の呼称を「家計簿」というのが最も適当である。小使帳・家庭入用控・買物帳・金銭出入帳等と呼ばれたが、ぴったりしない。江戸時代には大福帳・当座帳・金銭出入帳・年中諸事入用控等と呼称され、記帳の内容が家計と営業とを混淆している。
2. 大阪商業慣習録による。
3. せりと読む。米を売り出すことを意味する。
4. 太宰春台（1680—1747）の経済録（1727）によれば「士農工商を四民と云えば土も民也。然れども農は五穀を作り、工は器物を作り、商は有無を通ず。この三つは其業を食む者也。士は国に仕えて君の祿を食む者也。さる故に士を除いて農工商賈を四民とす」と云っている。江戸時代の町人経済学者の云う如く生産的経済活動をしているのは以上三階級で、これ等の階級では奥（住居）と店との区別のない混淆した収支簿、所謂大福帳が明治の初期まで行われた。
5. 「きう」と読む。いりごめ又は其をひいて粉にしたもの。又はほしいひ（糰）に通ずる。
6. 「じんでん」、米と羹とを混ぜて煮た粥の如きもの。
7. 「うつろ」と読む死体の事。
8. 銀貨幣は目方を計って使ったので、目方の単位と同じ貫匁が使われ、一貫目は千匁と換算された。日常の取引は金の一両に対する銀相場によって「銀何拾何匁」として通用した。又銭相場に換算して、銀を銭に替え最も広く日常生活の通貨として用いられた。米一石当り年平均両替相場は一両四分二朱、金一両に対する銀相場は六十四匁五分九厘、金一両に対する銭相場は六貫二百八十匁である。